

愛知県立病院医療事故防止対策委員会要領

(目的)

第1条 愛知県立病院医療事故防止対策委員会（以下「県委員会」という。）は、県立病院医療安全管理指針（以下「指針」という。）に基づき、県立の病院（がんセンター、精神医療センター、あいち小児保健医療総合センター、医療療育総合センター中央病院）における医療事故の発生防止について、有識者から専門的な意見をいただくことを目的とする。

(構成)

第2条 県委員会は、医療事故防止対策に専門的な立場から意見を述べることができる者等別紙に掲げる委員により構成する。

(委員長)

第3条 県委員会に委員長を置く。委員長は病院事業庁長とする。

2 委員長は、県委員会を総括し、会議を招集する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(業務)

第4条 県委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 県立病院全体に関わる医療事故防止対策の検討に関すること。

(2) 医療事故防止のための各病院への提言に関すること。

(3) その他医療事故の防止に関すること。

(運営等)

第5条 県委員会は、原則年1回開催する。

2 会議録及び会議資料は5年間保存する。

(公開)

第6条 県委員会は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員長が委員会の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討を行う場合

(2) 委員会を公開することにより、委員会の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合。

(事務)

第7条 県委員会の事務は、がんセンター医療安全管理室において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、県委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- この要領は、平成14年7月1日から施行する。
- この要領は、平成15年2月3日から施行する。
- この要領は、平成16年5月31日から施行する。
- この要領は、平成17年5月13日から施行する。
- この要領は、平成18年5月1日から施行する。
- この要領は、平成20年4月21日から施行する。
- この要領は、平成22年6月24日から施行する。
- この要領は、平成22年10月1日から施行する。
- この要領は、平成24年1月5日から施行する。
- この要領は、平成24年7月20日から施行する。
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年5月1日から施行する。
- この要領は、平成28年5月23日から施行する。
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- この要領は、平成31年4月26日から施行する。
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別 紙

愛知県立病院医療事故防止対策委員会委員

[外部有識者]

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等
長尾 能雅	名古屋大学医学部附属病院 医療の質・安全管理部教授
堀 康司	弁護士
吉松 由子	名古屋市立大学病院 医療安全管理部 課長
熊田 恵介	岐阜大学医学部附属病院 医療安全管理室 室長
山田 成樹	藤田医科大学病院薬剤部長

[県]

病院事業庁長
各県立の病院医療事故防止対策委員会の委員長又は副委員長